

# 権利変換の処分の公告

板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の施行地区内において令和4年10月28日付4都市整再第440号により東京都知事の認可を受けた権利変換計画に基づき、都市再開発法第86条の規定により、下記のように権利変換の処分の公告をします。

## 記

- 1 第一種市街地再開発事業の名称  
板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称  
東日本旅客鉄道株式会社及び野村不動産株式会社
- 3 事務所の所在地  
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル
- 4 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称  
東京都板橋区板橋一丁目  
15番3、15番5、2332番2、2332番3、2352番1、2352番2、2354番、2355番、2360番1、  
2360番2、2361番1、2362番1、2363番1、2363番12、73番1の一部、2332番8、2332番  
9、2352番7、2352番8、2362番9
- 5 権利変換期日  
令和4年11月1日
- 6 権利変換計画の認可を受けた年月日  
令和4年10月28日

令和4年10月31日

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル  
板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業  
東日本旅客鉄道株式会社及び野村不動産株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役 深澤 祐二



東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産株式会社  
代表取締役 松尾 大作

